

国指定北アルプス鳥獣保護区
変更計画書
(区域の縮小)

平成26年11月1日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

北アルプス鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

富山県下新川郡朝日町及び黒部市、中新川郡立山町並びに富山市所在国有林富山森林管理署 16 から 42 まで (42 林班ハ小班を除く。)、101 から 124 まで及び 137 から 149 まで (138 林班イ小班及び 139 林班イ小班を除く。) の各林班の区域、富山市所在地域森林計画区 1 から 50 までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、黒部湖の区域、長野県大町市及び松本市所在国有林中信森林管理署 83 から 118 まで、519 から 567 まで、569 から 581 まで、588 及び 589 の各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、岐阜県高山市所在国有林飛騨森林管理署 120、2083、2104、2105、2168、2169、2176、2178 から 2180 まで、2192、2193 及び 2197 の各林班のイ小班、2084、2085、2088、2103、2167、2170 及び 2191 の各林班のイ及びロ小班、2089 及び 2096 の各林班のイ、ロ及びハ小班、2086 林班のイ、ロ、ハ及びニ小班並びに 2183 から 2190 までの各林班の区域、長野県と岐阜県の県境と国有林飛騨森林管理署 2180 林班と民有地の境界線との交点を起点とし、同所から同県境を南進し同森林管理署 2183 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し三角点 (2155.9 メートル) に至り、同所から谷すじを北進し穂高平と西穂山荘を結ぶ登山道との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み国有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線により囲まれた区域並びに高山市奥飛騨温泉郷神坂地内の蒲田川と足洗谷の合流点を起点とし、同所から足洗谷右岸を上流に進みワル谷との交点に至り、同所からワル谷を上流に進みワル谷に架かる市道中尾焼岳線との交点に至り、同所から同市道を北進し合掌の森中尾キャンプ場敷地の同市道沿い東端に至り、同所から同敷地境界を東進しヒル谷に至り、同所からヒル谷を下流に進み中尾公民館敷地境界に至り、同境界を北西進し中尾高原スポーツ園地敷地との境界線に至り、同境界を北西進し市道中尾鍋平線に至り、同市道を北進し外ヶ谷に架かる北アルプス大橋に至り、同所から同谷左岸を上流に進み国有林と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同境界線を西進し国有林飛騨森林管理署 2188 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村平湯地内白谷との交点に至り、同所から同境界線を東進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を南進し同森林管理署 2189 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しワサビ谷右岸との交点に至り、同所から同谷右岸を下流に進み高原川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み同川に架かる国道 158 号線平湯橋に至り、同所から同道を北進しアカンダナ駐車場入り口に至り、同所から駐車場内道路を西進し平湯歩道に至り、同歩道を南進し高原川に架かるアカンダナ吊り橋に至り、同所から高原川右岸を下流に進み貝塩ダムに至り、同所から貝塩ダム堤体の延長線を東進し高原地区農地開墾幹線道路に至り、同所より同道を北進しブヤガ谷に至り、同所から同谷を上流に進み東京電力送電線 (名称: 栃尾線) の水平投影線との交点に至り、同所から同水平投影線を北西進し高山市奥飛騨温泉郷村上 1374 番地南西に面する歩道との交点に至り、同所から同道を北西進し市道村上 2 号線との交点に至り、同所から同道に沿って同道を北東方向に延長した線と蒲田川左岸の交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで (10 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがり、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、標高約 300 メートルの低地帯から約 3,000 メートルの高山帯までの標高差を有する。河川による浸食地形、火山地形、氷河地形等の特徴的な地形を含むとともに、植生は標高に応じて夏緑広葉樹林帯から亜高山帯へ、更に高山帯へと移り変わり、多様な自然環境から構成されている。これらの区域の大部分は中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧 II 類のサシバ、ハヤブサ等の生

息が確認されている。中でも氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内における数少ない生息地となっている。また、哺乳類では、同レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヤマコウモリ及びホンドノレンコウモリ並びに準絶滅危惧種のホンドオコジョが生息している。

なお、当該区域は、イヌワシ、クマタカ、サシバ、ハヤブサ等の多様な猛禽類^{きん}のほかに、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息しているため、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様な鳥獣が生息する大規模生息地としても重要となっている。

このように、当該区域はライチョウを始めとする希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 5) 当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。
- 7) 弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

3 区域を縮小する理由

当該区域は、環境省が作成したレッドリストに掲載されているライチョウ、イヌワシ、クマタカ等の希少鳥獣が生息していることから、引き続き国指定鳥獣保護区に指定して、当該区域に生息・繁殖する鳥獣の保護を図る必要がある。

ただし、岐阜県高山市から鳥獣被害を理由として、鳥獣保護区辺縁の集落地等について区域縮小の要請があり、これまでの被害状況等を勘案して合理性が認められ、かつ区域縮小後も希少鳥獣生息地として、国指定鳥獣保護区の目的を引き続き達成できると見込まれるため、317haの区域を削除するものである。

4 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 109,989ha（富山 64,819ha、長野 36,727ha、岐阜 8,443ha）

内訳

ア 形態別内訳

林野	109,092 ha	（富山 64,408 ha、長野 36,300 ha、岐阜 8,384 ha）
農耕地	0 ha	（富山 — ha、長野 — ha、岐阜 — ha）
水面	696 ha	（富山 351 ha、長野 299 ha、岐阜 46 ha）
その他	201 ha	（富山 60 ha、長野 128 ha、岐阜 13 ha）

イ 所有者別内訳

国有地 99,226ha

国有林	98,823 ha	(富山 56,795 ha) (長野 36,276 ha) (岐阜 5,752 ha)	林野庁所管	98,823 ha	(富山 56,795 ha) (長野 36,276 ha) (岐阜 5,752 ha)	制限林	98,471 ha	(富山 56,679 ha) (長野 36,276 ha) (岐阜 5,516 ha)	保安林	97,290 ha	(富山 56,679 ha) (長野 35,095 ha) (岐阜 5,516 ha)
国有林以外の国有地	403 ha		文部科学省所管	3 ha	(富山 3 ha) (長野 — ha) (岐阜 — ha)				その他	— ha	(富山 — ha) (長野 — ha) (岐阜 — ha)
			環境省所管	138 ha	(富山 57 ha) (長野 81 ha) (岐阜 — ha)						
			国土交通省所管	262 ha	(富山 215 ha) (長野 47 ha) (岐阜 — ha)						
地方公共団体有地	1,129 ha		都道府県有地	1,072 ha	(富山 1,068 ha) (長野 — ha) (岐阜 4 ha)	市町村有地	57 ha	(富山 1 ha) (長野 — ha) (岐阜 56 ha)			
私有地	9,325ha	(富山 6,678ha、長野 24ha、岐阜 2,623ha)									
公有水面	309ha	(富山 2ha、長野 299ha、岐阜 8ha)									

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

文化財保護法による地域	21,602 ha
白馬連山高山植物帯	9,728 ha
くろべきょうこくつけたりさるとびならびにおくかねやま 黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山	155 ha
たてやま やまさきけんこく 立山の山崎圏谷	56 ha
しょう みょうだき 称名滝	45 ha
立山山麓ひかりごけ発生地	13 ha
けんこくぐん 薬師岳の圏谷群	250 ha
しんゆ ぎよくてきせきさんち 新湯の玉滴石産地	3 ha
上高地	11,327 ha
ふんとうきゆう 高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石	25 ha

5 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、富山県、長野県及び岐阜県の3県にまたがる。北は後立山連峰から穂高岳を経て、南は乗鞍岳に至り、その大部分が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

飛騨山脈は第四紀の急激な隆起によって誕生したと考えられており、黒部川、高瀬川、梓川等の河川により深い浸食を受けたほか、火山及び氷河の作用によって形成された山脈である。火山地形としては、過去の噴火により梓川を堰き止め大正池を生み出した焼岳、また立山や乗鞍岳の溶岩性台地や火口湖等があげられる。氷河地形としては、穂高涸沢、立山、劔岳、薬師岳などに大規模な圏谷（カール）が見られるほか、各所で堆石（モレーン）が見られる。本地域の地質については、劔岳から後立山連峰、高瀬川流域から燕岳付近にかけては広く花崗岩に覆われており、白馬岳山頂付近、梓川流域、上高地周辺部は古生代層が分布している。また、穂高岳などの高峰はひん岩類で形成され、八方尾根には蛇紋岩が分布する。火山活動を成因とする安山岩類は、焼岳をはじめ乗鞍岳、立山などに見られる

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高約1,500メートルまでは、広葉樹ではブナ、ミズナラ等が、また針葉樹ではスギ等が優先する夏緑広葉樹林帯が分布し、標高約1,500メートルから約2,500メートルにかけては、広葉樹ではダケカンバ、ミヤマハンノキ等が、針葉樹では、オオシラビソ、カラマツ等が優先する亜高山帯が広がり、更に標高約2,500メートルからの高山帯ではハイマツ群落及びチングルマ、シナノキンバイ等の高山草原群落が広がる。

エ 動物相の概要

当該区域は、低山帯から高山帯に至るまで標高に応じた森林や高山植物群落などが存在し、多様な動物相を有する。鳥類では、ライチョウの国内における数少ない生息地であるとともに、国内で最も生息数の多い地域であると考えられるほか、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類、高山帯ではホシガラス、イワヒバリ、アマツバメ等、山地帯ではミソサザイ、コマドリ、オオルリ、シジュウカラ等合計43科140種が見られる。また、哺乳類では、大型獣としてニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドザル等、小型獣としてはホンドオコジョ、ヤマネ、ニホンリス、ノウサギ等16科48種が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該保護区内において、農林水産物被害はない。なお、ツキノワグマによる人身被害が発生したり、また、その懸念があることから、生活環境に係る被害の防止を目的とした有害鳥獣捕獲等が行われており、その実施状況は下表のとおりである。

当該鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲及び個体数調整の状況

(単位：頭)

種類	県	H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		計	
		許可数	捕獲数																				
ツキノワ グマ	富山県	1	0			2	1	1	0							2	0	1	0	2	0	9	1
	長野県	1	1							3	0	3	0					1	1			8	2
	岐阜県											2	1									2	1
(参考:縮小区域における有害鳥獣捕獲及び個体数調整の状況)																					19	4	
イノシシ	岐阜県												20	8			20	20			40	28	

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
 当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 6 施設整備に関する事項
- (1) 鳥獣保護区用制札 75 本
 - (2) 特別保護地区用制札 6 本
 - (3) 案内板 5 基

別表（北アルプス鳥獣保護区に生息する鳥獣類）

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
ペリカン	ウ	カワウ	
コウノトリ	サギ	<u>ミゾゴイ</u> ゴイサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ アオサギ	VU NT
カモ	カモ	オシドリ マガモ カルガモ コガモ <u>トモエガモ</u> ヨシガモ オカヨシガモ オナガガモ ハシビロガモ カワアイサ	DD VU
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ ○ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ツミ ハイタカ ノスリ <u>サシバ</u> <u>クマタカ</u> <u>イヌワシ</u>	NT NT VU・国天・国内希少 VU・国天・国内希少 NT・国内希少 NT VU EN・国内希少 EN・国天・国内希少
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u> チョウゲンボウ	VU・国内希少
キジ	<u>ライチョウ</u> キジ	<u>ライチョウ</u> ○ ヤマドリ キジ コジュケイ	EN・国特天・国内希少
ツル	クイナ	クイナ オオバン	
チドリ	チドリ	イカルチドリ ケリ	DD
	シギ	イソシギ タシギ	
ハト	ハト	○ キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	○ ジュウイチ カッコウ ツツドリ ○ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ヒメアマツバメ ○ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		アカショウビン	
		カワセミ	
	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	EN
キツツキ	キツツキ	○ アオゲラ ○ アカゲラ オオアカゲラ ○ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ツバメ コシアカツバメ ○ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ	
	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	<u>チゴモズ</u> モズ	CR
	レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	○ ミソサザイ	
	イワヒバリ	○ イワヒバリ ○ カヤクグリ	
	ツグミ	○ コマドリ ○ コルリ ○ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ トラツグミ マミジロ クロツグミ ○ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ	
	ウグイス	ヤブサメ ○ ウグイス オオヨシキリ ○ メボソムシクイ ○ エゾムシクイ センダイムシクイ ○ キクイタダキ	
	ヒタキ	○ キビタキ ○ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	
	エナガ	○ エナガ	
	シジュウカラ	○ コガラ ○ ヒガラ ○ ヤマガラ ○ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ	○ ゴジュウカラ	
	キバシリ	キバシリ	
	メジロ	メジロ	
	ホオジロ	○ ホオジロ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		ノジコ	NT
		○アオジ	
		○クロジ	
	アトリ	アトリ	
		カワラヒワ	
		マヒワ	
		ベニヒワ	
		イスカ	
		ベニマシコ	
		○ウソ	
		コイカル	
		イカル	
		シメ	
	ハタオリドリ	ニューナイスズメ	
		スズメ	
	ムクドリ	コムクドリ	
		ムクドリ	
	カラス	○カケス	
		オナガ	
		○ホシガラス	
		ハシボソガラス	
		ハシブトガラス	
合計 (種)	43科	140種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	アズミトガリネズミ ホンシュウトガリネズミ カワネズミ ホンシュウジネズミ	NT
	モグラ	ヒメヒミズ ○ ホンシュウヒミズ ミズラモグラ アズマモグラ コウベモグラ	NT
コウモリ	キクガシラコウモリ	ニホンキクガシラコウモリ ニホンコキクガシラコウモリ	
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ シナノホオヒゲコウモリ カグヤコウモリ <u>ホンドノレンコウモリ</u> アブラコウモリ <u>クビワコウモリ</u> <u>ヤマコウモリ</u> ニホンウサギコウモリ ユビナガコウモリ ニホンテングコウモリ ニホンコテングコウモリ	VU VU VU
サル	オナガザル	○ ホンドザル	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ○ ホンドキツネ	
	イタチ	○ ホンドテン ホンドイタチ ホンドオコジョ ニホンアナグマ	NT
	クマ	ニホンツキノワグマ	
	ジャコウネコ	ハクビシン	
ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ	
	シカ	ニホンジカ	
	ウシ	○ <u>ニホンカモシカ</u>	国特天
ネズミ	リス	○ ニホンリス シマリス ホンドモモンガ ムササビ	
	ネズミ	ヤチネズミ スミスネズミ ハタネズミ ○ ホンドアカネズミ ○ ホンドヒメネズミ ニホンドブネズミ クマネズミ ハツカネズミ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ	
合計 (種)	16科	48種	

注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - ・国天: 国指定天然記念物
 - ・環境省レッドリスト(平成24年度改訂)
 - CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、
 - ・国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
- 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 掲載種は、各種調査により確認された種のうち、異常気象等により迷行してきたと考えられる種を除いたものである。